

# 南部環境事務所からの情報提供 工場等立入調査結果等

滋賀県南部環境事務所

# 本日の説明内容

## 1.工場立入調査結果の概要

(1)指摘事項

(2)好事例

## 2.最近の法令等改正

(1)大気汚染防止法の改正

1)ボイラーの規模要件関係

2)アスベスト対策関係

(2)水質汚濁に係る水質環境基準の見直し

(3)水質汚濁防止法施行令の改正

事故時の措置に係る指定物質の追加

(4)PRTR制度対象物質の見直し



# 1. 工場等立入調査とは

• 工場・事業場の法令遵守状況の確認や自主的な環境リスク等の管理の促進およびCO<sub>2</sub>ネットゼロへの取組みの促進を目的とする。

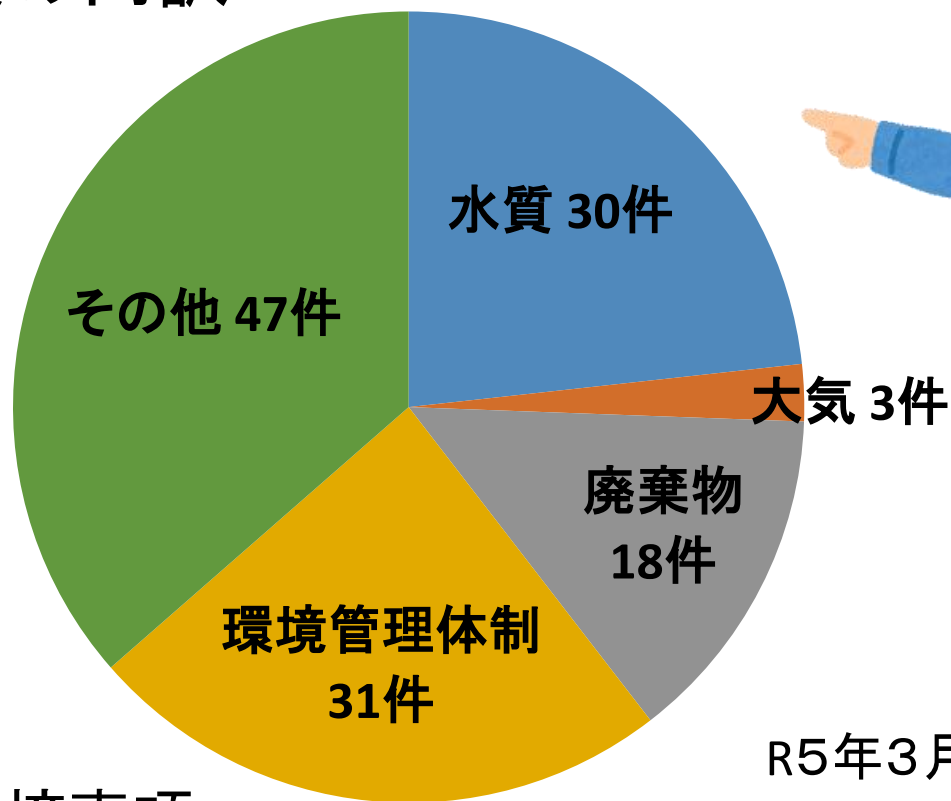
## • 主な対象法令

- 水質汚濁防止法
- 滋賀県公害防止条例
- 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例
- 大気汚染防止法
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 土壌汚染対策法
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律  
(フロン排出抑制法)
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律  
(化学物質排出把握管理促進法、PRTR法)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法、廃掃法)
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法  
(PCB特別措置法)
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律  
(公害防止管理者法)
- 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
- 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法(市所管)



# 1. (1) 工場等立入調査の指摘事項について

## R4年度指摘事項の内訳

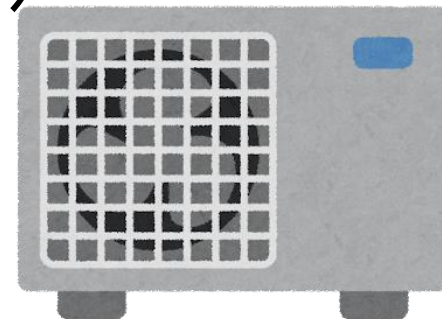


<特に件数の多い指摘事項>  
(その他)

フロン法の簡易点検・定期点検の不備

# (1) 主な指導事項(フロン法関係)

## ① 第一種特定製品の点検の未実施



- 第一種特定製品(業務用空調機器および冷凍冷蔵機器)の管理者は、圧縮機の規模に応じて以下の簡易点検および定期点検を実施し、結果を機器の廃棄後3年間保管することが必要。

	～7.5kW	7.5kW～50kW	50kW～
空調機器	簡易点検(3月に1回以上)	簡易点検(3月に1回以上) 定期点検(3年に1回以上)	簡易点検(3月に1回以上) 定期点検(1年に1回以上)
冷凍冷蔵機器	簡易点検(3月に1回以上)	簡易点検(3月に1回以上) 定期点検(1年に1回以上)	

# (1) 主な指導事項(フロン法関係)

## ② 第一種特定製品の見落とし

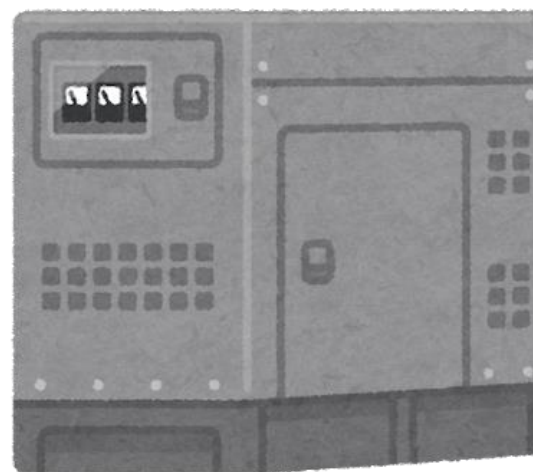
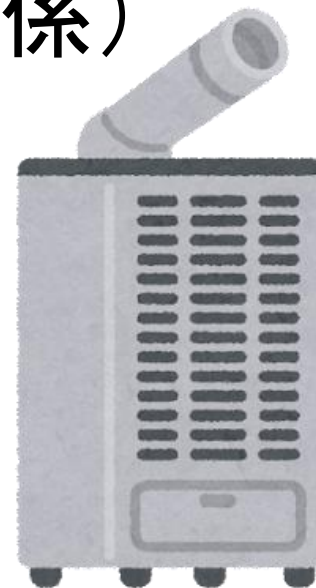
○ スポットクーラー

○ コンプレッサー

(冷凍式エアドライヤー付き)

○ 超音波洗浄装置

(洗浄水の冷却装置付き)



# 第一種特定製品の管理

平常時

## ① 適切な場所への設置等

- ・ 機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全

## ② 機器の点検

- ・ すべての機器：簡易点検の実施(3ヶ月に1回) 温度、外観、音
- ・ 一定規模以上の機器：専門知識を有する者による定期点検

機種	圧縮機電動機定格出力	頻度
エアコンディショナー	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

発見時

## ③ 漏えい防止措置

- ・ 冷媒漏えいが確認された場合、速やかに点検、漏えい箇所の特定・修理
- ・ **修理を行うまではフロン類の充填は原則禁止**

## ④ 点検等の履歴の保存

- ・ 適切な管理のため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存
- ・ 機器整備時、整備業者等への記録の開示

その他：算定漏えい量の報告

- ・ 1年間でフロン類をCO<sub>2</sub>換算で1,000t以上漏えいした場合の国への報告

# 管理者が行う簡易点検記録簿の例

フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の「簡易点検」記録簿

(記入例)

第一種特定製品の管理者の氏名又は名称	〇〇株式会社 造賀工場	法人にあっては、実際に管理に従事する者の氏名	設備課 近江太郎	備考	異常時の点検依頼先は、△△会社 077-123-4568		法施行日以降に設置した機器の点検の起算日になります。
				設置年月日	平成22年10月		
第一種特定製品の所在	第一製造棟 3F	型式番号等	DA-E100RTS (1-3F-3号機)	機器の種類	エアコンディショナー・冷蔵機器/冷凍機器		
				圧縮機を駆動する電動機の定格出力	20.0 kW		
冷媒として充填されているフロン類の種類	R-22	CFC・HCFC・HFC	充填されているフロン類の量(初期充填量)	15.0 kg	点検の頻度	定期	法定上要しない・3年に1回以上・1年に1回以上
					簡易	すべての機器で、3か月に1回以上	

点検実施年月日	点検を行った者の氏名	検査を行う事項						点検の結果	備考
		異常音	外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化	油漏れ	熱交換器への霜の付着	(冷蔵・冷凍機器の場合) 冷蔵又は冷凍等の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度			
H27.5.15	近江太郎	有・無	有・無	有・無	有・無	5 °C	無し	定期点検は簡易点検を兼ねることができます。	
H27.8.13	業者	有・無	有・無	有・無	有・無	6 °C	無し	定期点検により実施 ※記録は別途あり	
H27.11.12	近江一郎	有・無	有・無	有・無	有・無	8 °C	無し		
H28.1.12	近江太郎	有・無	有・無	有・無	有・無	15 °C	油のわずかなにじみ、設定温度どおりに下がっていない	専門点検を実施(H28.1.14) ※別途記録あり	
H28.2.10	近江一郎	有・無	有・無	有・無	有・無	5 °C	無し	適正温度で異常なし	
		有・無	有・無	有・無	有・無	°C		専門点検、修理(充填証明書・回収証明書を含む)の記録について別紙で保管する様式となっています。	
		有・無	有・無	有・無	有・無	°C			
		有・無	有・無	有・無	有・無	°C		色つきのセルは法定項目です。	

※ 「定期点検」、故障等に伴う「専門点検」、修理および整備時の「フロンの充填・回収等の記録」については、別途記録簿を作成し、保存すること。



# (1) 主な指導事項(水質関係)

## ①届出の未提出

特定施設の設置(法第5条)、構造等変更(法第7条)、使用廃止(法第10条)等の届出

届出漏れを指摘した主な事項

- ・特定施設設置届
- ・特定施設構造等変更届
- ・氏名等変更届
- ・特定施設廃止届



# 水質に係る届出について

◆工場または事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置、変更等するとき都道府県知事に下記のとおり届出が必要。

※排出水が雨水のみの場合も届出は必要であるので注意

届出の種類	契機	時期
設置(第5条)	施設を設置しようとするとき(施設の更新含む)	工事 <b>着手</b> 予定日の60日 <b>前</b> まで
構造等変更(第7条)	施設の構造等を変更しようとするとき(設置場所の変更、使用原材料・使用薬品の変更、排水量の変更など)	
廃止(第10条)	施設を廃止したとき	廃止 <b>後</b> 30日以内
氏名等変更(第10条)	代表者氏名、届出者名称・住所、事業場名称・住所を変更したとき	変更 <b>後</b> 30日以内
承継(第11条)	施設を承継したとき	承継 <b>後</b> 30日以内
使用(第6条)	法令の改正により新たに指定された施設を既に設置しているとき	施設となってから30日以内

# (1) 主な指導事項(廃棄物関係)

## ① 産業廃棄物保管場所の掲示板の 未設置、記載事項漏れ、設置場所不適

産業廃棄物の保管にあたっては、保管場所に所定の要件を備えた掲示板を設置する等、廃棄物処理法施行規則第8条に規定される保管基準に従うことが必要。



産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	
数量	
管理者	氏名(名称)
	連絡先
最大保管高さ	

## ＜保管基準のうち掲示板に係る内容を抜粋＞

- 1) **見やすい箇所**に掲示板を設けること。
- 2) 縦・横それぞれ**60センチメートル以上**であること。
- 3) 次に掲げる事項を表示したものであること。
  - ・ **産業廃棄物保管場所**である旨
  - ・ 保管する産業廃棄物の**種類**(石綿含有産業廃棄物、**水銀使用製品産業廃棄物**、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- 4) 保管の場所の**管理者の氏名又は名称及び連絡先**
- 5) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、高さ

# (1) 主な指導事項(廃棄物関係)

## ②産業廃棄物管理票交付等状況報告書の未報告

産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項に基づき毎年度報告が必要。

### (報告の概要)

・報告は**年1回**(前年度に交付したマニフェストについて当年**6月30日まで**に報告)

※電子マニフェスト交付分は除く

・報告書の提出先: 滋賀県琵琶湖環境部**循環社会推進課**

・報告者の社印や代表者印の**押印は不要**

# (1) その他指摘事項

・事業場における有害物質の使用場所や履歴を明確にしてください。

※将来、土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染状況調査を実施する際に、調査対象物質や調査地点の絞り込みに有用な情報となります。

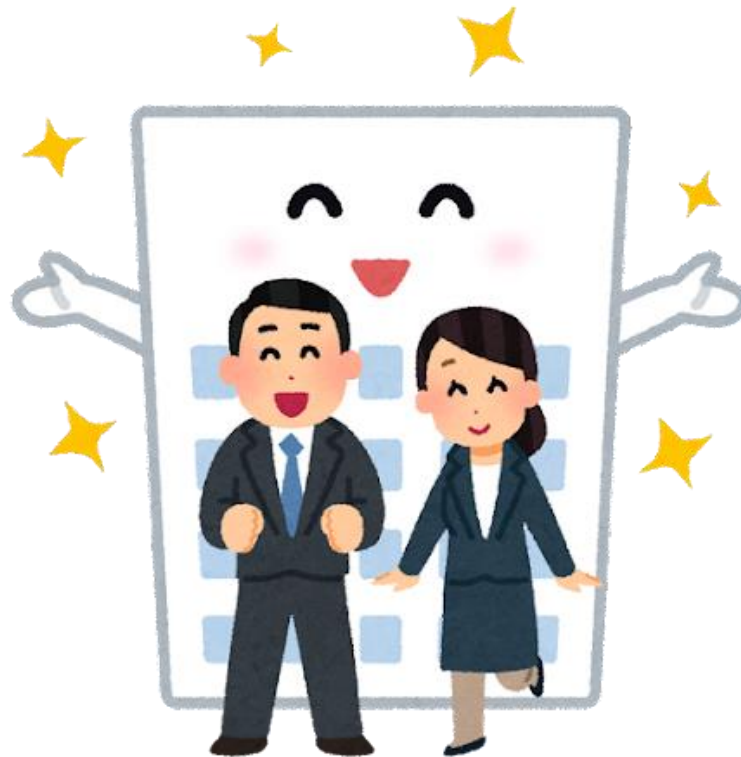


# (1) 事故の未然防止に係る指摘

法令に基づく内容ではありませんが、環境汚染事故の未然防止や被害拡大防止につながると考えて、指摘を行っています。

- 緊急時連絡網に県環境事務所、市環境担当課の連絡先を記載
- 排水異常時の返送用ポンプなど緊急時用の機器の稼働確認  
(土嚢やオイルマット等の緊急対応資材の確認)
- 油水分離槽の清掃(機能低下の防止)
- 屋外タンクの受入用ホースの脱落による防液提外への漏洩対策
- 屋外タンクの防液提の雨水排出弁の常時“閉”の確認  
(雨水がたまった時のみ、“漏洩無し”を確認した後、開にして水を抜く)
- 想定されるリスクが複数ある場合、それぞれのリスクに対する訓練の実施
- 漏洩時の流出経路(河川や水路)の確認

# 1. (2) 工場等立入調査で確認した 好事例について





## (2) 主な好事例

### ① 生産関連設備の管理

#### ア.点検様式への設備図面の記載

有害物質使用特定施設の点検の際に、点検様式に設備図面を記載し、点検個所を明確化した事例。

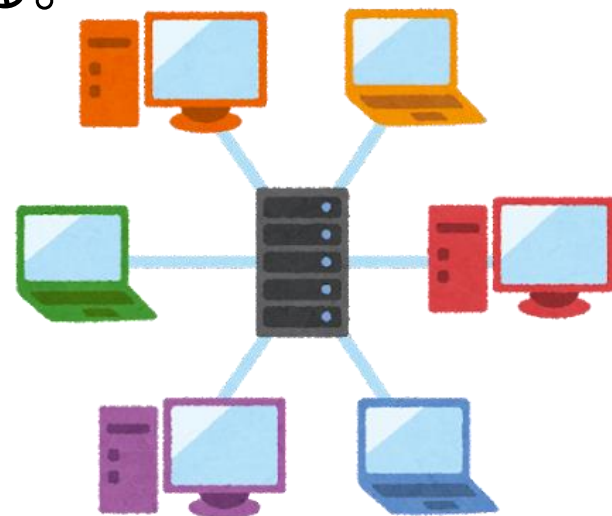
- 点検実施者にとって、点検個所・内容が分かりやすく、結果の記入も容易になる。
- 確認者にとって、点検記録が明確に記載されることにより、点検結果の確認が容易になる。

## イ. 一元的な管理システムの導入

フロン類使用設備(第1種特定製品)や使用する化学物質についての一元的な管理システムを導入した事例。

管理システムは、社内独自に構築した事例もあれば、メーカーなどのオンラインサービスを利用した事例もある。

→ 法令に基づく設備の点検や必要な行政手続きの漏れを防止することにつながる。



## ② 廃棄物管理

### ア. 廃棄方法に関する写真および説明文を掲示

廃棄物保管場所において、廃棄方法に関するサンプル写真および説明文を掲示した事例。

→ 誰でも容易に廃棄物の分別が可能となる。

### イ. 産業廃棄物の処分委託先への定期的な現地視察

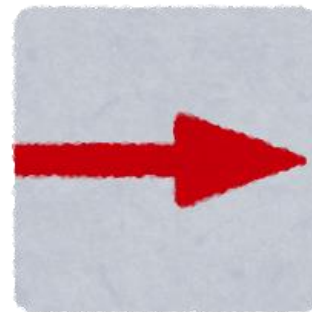
→ 不法投棄を未然に防ぎ、排出事業者責任を果たすことができる。



### ③ 環境汚染事故対策

#### ア. 雨水排水の流向を示す矢印を掲示

工場内の雨水溝グレーチング表面にステンレス製の矢印プレートを設置し、流向を「見える化」した事例。



- 日常的にプレートを目にすることにより流向を把握しやすくなるとともに、油等が漏洩した際に、現場で速やかに流向を確認できるため対策の迅速化が可能となる。

#### イ. 止水板の設置

遮断する排水溝の形状や大きさに合わせた止水板を事前に準備している事例。

- 事故時に土のう等よりも早く、確実に水路を遮断することができる。

## ウ. 流出経路を把握する

タンクなどの設置位置から水を流し、どの流路で油等が流れていくか把握したうえで、土のうといった資材の配置位置を決定している事例。

- 事故時に、事業場内外を漏洩物がどのように流れていくのかを事前に把握することは、対策を計画するうえでも重要である。



## エ. 異常発生 の把握に電子メールなどを活用

漏洩検知の警報の発報時に、担当者の携帯電話に自動メールを送るシステムを導入した事例。

- 検知システムをより有効に用いることができる。ただし、システムの定期テストは必須。



## オ. 共同訓練

近隣の企業や同一敷地内の関連会社との合同での環境事故対応訓練を実施している事例。

- 小さな事業所では単独での訓練に限界がある。オイルフェンスといった高価な緊急対応資材の共有も視野に入る。
- 大規模事故が起こった際の応援体制の確立につながる。

## カ. 社員教育

- ・ 若手社員(次世代社員)の技術・知識(ノウハウ等)継承のための定期的な社員研修の開設
- ・ 環境担当職員の選任
- ・ 環境の日を設定し、工場周辺の清掃活動等の環境活動を実施



## ④ 自然災害に備える対策

### ア. 浸水リスク(水没深さ)の表示

各工場棟の入口に浸水リスク(水没深さ)を表示し、過去の浸水事故の教訓を伝承している事例。

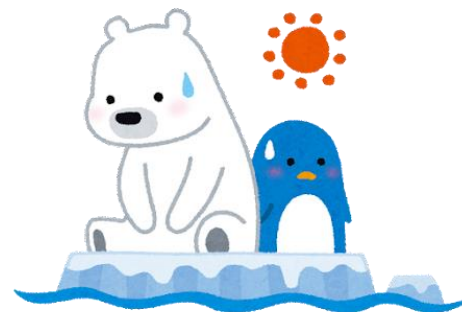
→ 発生しうる浸水事故リスクを見える化することは、環境汚染事故の未然防止に有効。

### イ. 環境・防災ハザードマップを掲示

工場内の見やすい場所に、環境・防災ハザードマップを掲示している事例。



## ⑤ CO<sub>2</sub>ネットゼロ



### ア. 建物内の気圧を陽圧とする

空調システム(局所排気や冷暖房など吸気と排気)を調整し、建物内を陽圧にすることで外気の浸入を防ぎ、空調の負荷を低減する。→消費電力削減

### イ. 工場や事務所屋根への遮熱塗装施工

→ 夏季の室温が約3度低減した事例がある。

### ウ. バイオマスを利用

脱化石燃料の取組として、薪ストーブでバイオマスを利用している事例。

社員食堂・従業員自宅より回収した廃食用油を、委託業者においてBDF化している事例。





## ⑥ 生物多様性保全



### ア. 事業場周辺の水路の環境改善

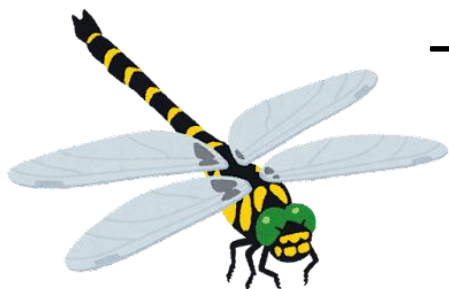
事業場周辺の水路の生態系を調査するとともに、その改善のため、草刈りやゴミの回収、ヨシ群落の整備などを行っている事例。

### イ. トンボ100大作戦

県内に拠点を持つ複数の企業が連携し、滋賀県に生息しているとされる100種のトンボの確認を目指した調査活動。

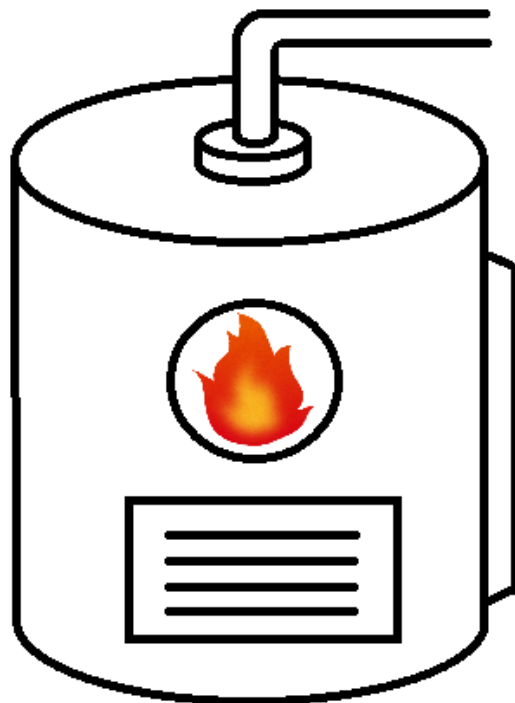
調査活動を通じて得られた情報を元に、ビオトープ等の造成といった保全活動を行い、その事例や成果を共有、発表している。

→ トンボをシンボルとして、多種多様なトンボが生息できる生物多様性の保全を目指す活動。



## 2. 最近の法令等改正

- (1) 大気汚染防止法施行令の改正
  - 1) ボイラーの規模要件関係



# (1)大気汚染防止法の改正(R4.10.1施行)

## 1)ボイラーの規模要件関係(伝熱面積の撤廃等)

### ●改正内容

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」が令和3年9月29日に公布され、令和4年10月1日に施行されます。政令改正により、大気汚染防止法施行令別表第1のボイラーの規模要件が以下のとおり改正されます。

- ①「伝熱面積」の規模要件を撤廃する。
- ②「バーナーの燃料の燃焼能力」から「燃料の燃焼能力」に変更する。  
(バーナーを持たないボイラーも規制の対象となる。)

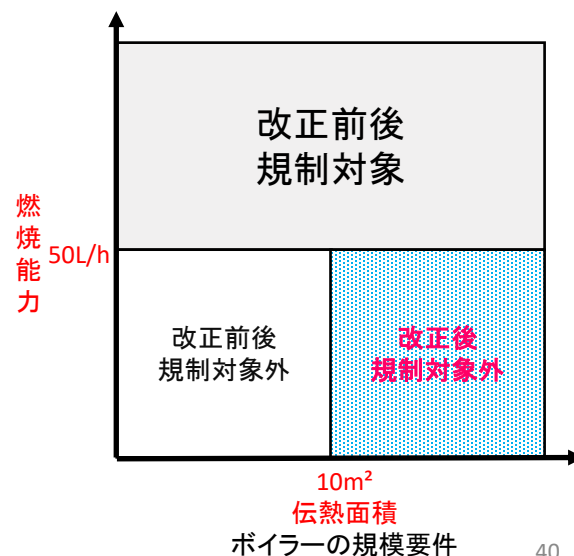
### ●①について

◎改正前(令和4年9月30日まで)

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が $10\text{m}^2$ 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。

◎改正後(令和4年10月1日から)

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。



# (1) 大気汚染防止法の改正(R4.10.1施行)

## 1) ボイラーの規模要件関係(伝熱面積の撤廃等)

### ●届出について

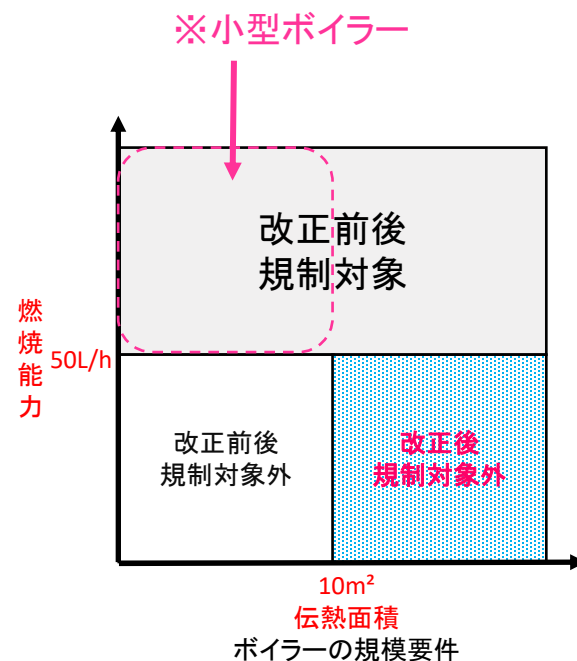
#### ◎新たに規制対象となるボイラー

- ・バーナーを持たないボイラーのうち、「燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h以上」のボイラーは、ばい煙発生施設として規制対象になります。
- ・新たにばい煙発生施設となった日(令和4年10月1日)から30日以内に、ばい煙発生施設使用届の提出が必要です。

#### ◎規制対象外となるボイラー

- ・「伝熱面積が10m<sup>2</sup>以上」かつ「燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h未満」のボイラーは、政令改正後は、ばい煙発生施設ではなくなり、規制対象外になります。
- ・規制対象外になるボイラーについては、大気汚染防止法に基づく使用廃止届出書の提出等の手続は不要です。

※小型ボイラー(「伝熱面積が10m<sup>2</sup>未満」かつ「燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h未満」)の取り扱いは従前のとおり。



## 2. 最近の法令等改正

(1) 大気汚染防止法の改正

2) アスベスト対策関係



## 2) アスベスト対策関係

# 大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容	令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		周知	令和3年4月施行	
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化	周知	令和3年4月施行	
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施	周知、者の育成		令和5年10月 施行
	事前調査結果の記録の 作成、保存	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果の控えの 現場への備え置き	周知	令和3年4月施行	
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告	周知、システム整備	令和4年4月施行	
隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認		周知	令和3年4月施行	
適切に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認	周知	令和3年4月施行	
	作業の記録	周知	令和3年4月施行	
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存	周知	令和3年4月施行	
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知	令和3年4月施行	
直接罰の適用		周知	令和3年4月施行	
罰則の対象の拡大		周知	令和3年4月施行	

今後の施行

## 2. 最近の法令等改正

### (2) 水質汚濁に係る水質環境基準等の見直しについて



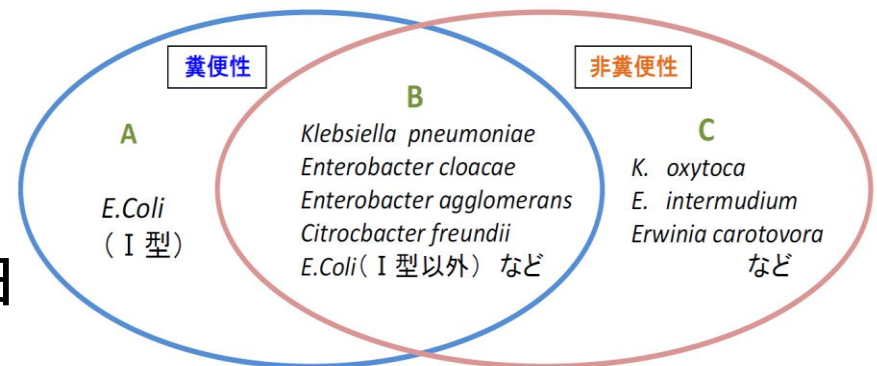
## (2) 水質環境基準の見直し

### ① 環境基準値（公共用水域、地下水）の見直し

項目名	新たな基準値	現行の基準値
六価クロム	0.02mg/L以下	0.05mg/L以下

### ② 環境基準項目（公共用水域）の見直し

大腸菌群数 → 大腸菌数



### ③ 施行期日 令和4年4月1日

図2 大腸菌群と糞便の関係<sup>5</sup> 環境省HPより



## 2. 最近の法令等改正

### (3) 水質汚濁防止法施行令改正

(事故時の措置に係る指定物質の追加)



## (3) 水質汚濁防止法施行令改正

### 事故時の措置に係る指定物質の追加について

#### 指定物質とは

○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号、以下「法」という。)第2条第4項に基づき、【公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質】として政令で定められている。

○法第14条の2第2項において、指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設を有する指定事業場の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質が公共用水域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事に届け出ることとなっている。

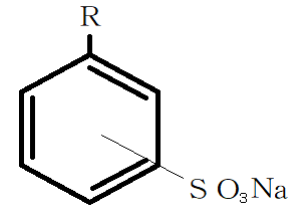
改正前 56物質 ⇒ 改正後 60物質 (R5年2月 4物質追加)

# 新たに追加された指定物質

- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

水生生物の保全に係る水質環境基準

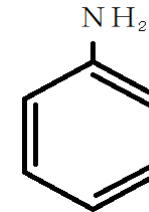
用途 家庭用洗濯用洗剤、業務用洗剤



- アニリン

水生生物の保全に係る要監視項目

用途 ウレタン中間体合成原料, 染料・ゴム製造用薬品・医薬・農薬合成原料



- ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩

要監視項目 (人健康)、水道水質基準 (水質管理目標設定項目)

用途 半導体工業、金属メッキ、フォトマスク (半導体、液晶ディスプレイ)、写真工業、泡消火剤



- ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩

要監視項目 (人健康)、水道水質基準 (水質管理目標設定項目)

用途 繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服 (泡消火薬剤にも使用)

PFOS・PFOA使用実態に係るアンケート調査結果(R2～R3年度)							
		PFOS			PFOA		
環境事務所	回答数	あり	なし	不明	あり	なし	不明
南部環境事務所	16	0	11	5	1	10	5
甲賀環境事務所	47	0	39	8	2	36	9
東近江環境事務所	27	0	23	4	0	23	4
湖東環境事務所	4	0	4	0	0	4	0
湖北環境事務所	27	0	25	2	1	24	2
高島環境事務所	9	0	8	1	0	8	1
<b>合 計</b>	<b>130</b>	<b>0</b>	<b>110</b>	<b>20</b>	<b>4</b>	<b>105</b>	<b>21</b>

水質汚濁防止法の「事故時の措置」\*1が必要な物質の使用状況チェックシート

別紙 2

事業所名

令和 年 月 日

物質名	使用の有無	物質名	使用の有無
1 油 原油		28 指 キシレン	
2 重油		29 定 パラジクロロベンゼン	
3 潤滑油		30 物 フェノカルブ(BPMG)	
4 軽油		31 質 プロピザミド	
5 灯油		32 クロロタロニル(TPN)	
6 揮発油		33 フェニトロチオン(MEP)	
7 動植物油		34 イプロベンホス(IBP)	
1 指 ホルムアルデヒド		35 イソプロチオラン	
2 定 ヒドラジン		36 ダイアジン	
3 物 ヒドロキシルアミン		37 イソキサチオン	
4 質 過酸化水素		38 クロルニトロフエン(CNP)	
5 塩化水素		39 クロルピリホス	
6 水酸化ナトリウム		40 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	
7 アクリロニトリル		41 アラニカルブ	
8 水酸化カリウム		42 クロルデン	
9 アクリルアミド		43 臭素	
10 アクリル酸		44 アルミニウム及びその化合物	
11 次亜塩素酸ナトリウム		45 ニッケル及びその化合物	
12 二硫化炭素		46 モリブデン及びその化合物	
13 酢酸エチル		47 アンチモン及びその化合物	
14 メチルターシャリーブチルエーテル(MTBE)		48 塩素酸及びその塩	
15 硫酸		49 臭素酸及びその塩	
16 ホスゲン		50 クロム及びその化合物(6価クロム除く)	
17 1,2-ジクロロプロパン		51 マンガン及びその化合物	
18 クロルスルホン酸		52 鉄及びその化合物	
19 塩化チオニル		53 銅及びその化合物	
20 クロロホルム		54 亜鉛及びその化合物	
21 硫酸ジメチル		55 フェノール類及びその化合物	
22 クロルピクリン		56 4-キシアチレンテトラミン	
23 ジクロロボス(DDVP)		57 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
24 オキシデプロボス(ESP)		58 アニリン	
25 トルエン		59 ペルフルオロオクタンスルホン酸[PFOS]	
26 エピクロロヒドリン		60 ペルフルオロオクタン酸[PFOA]	
27 スチレン		-	

57	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
58	アニリン
59	ペルフルオロオクタンスルホン酸[PFOS]
60	ペルフルオロオクタン酸[PFOA]

※1) 施設の破損などの事故が発生し、施設から有害物質や油類、指定物質を含む水が河川などの公共用水域か地下に排出され、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときに、応急措置及び都道府県知事(又は水濁法施行令で定める市の長)に届出を行う必要がある(水質汚濁防止法第14条の2)

※2) 該当物質が有るものに○印を記載するとともに、下記にその番号と使用用途を記載してください。

番号	使用用途	番号	使用用途
油		指定物質	

## 2. 最近の法令等改正

### (4) PRTR制度対象物質の見直しについて



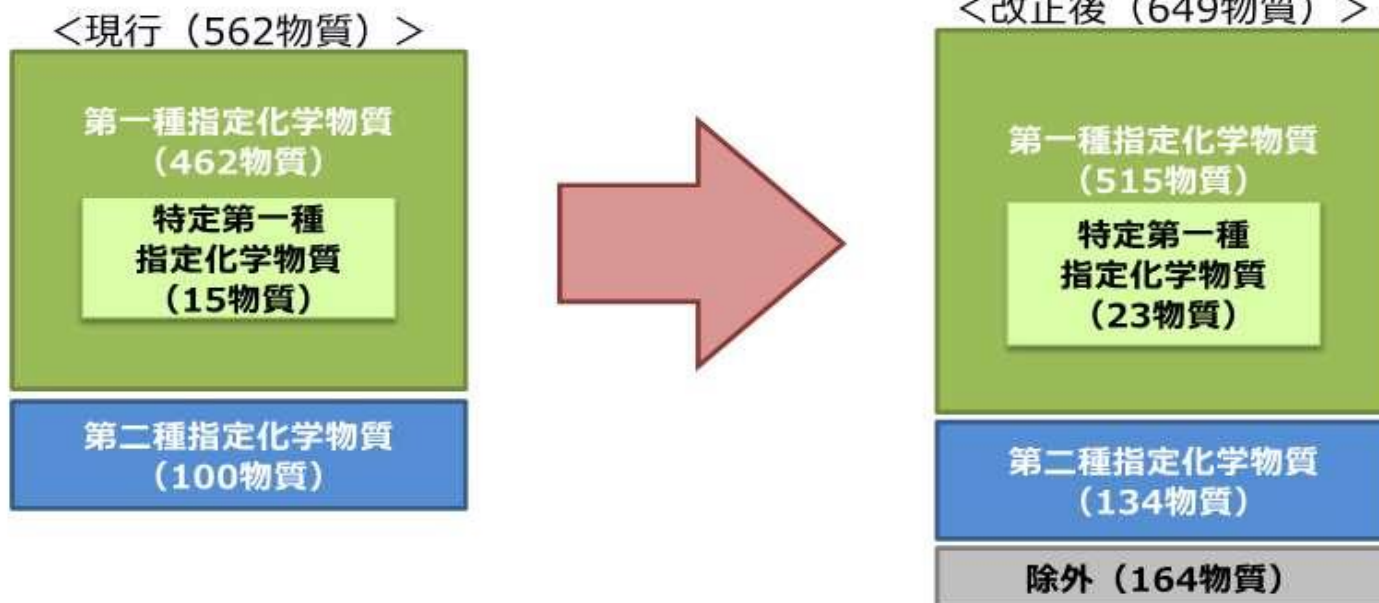
## (4) PRTR制度対象物質の見直しについて

### 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律施行令の改正概要

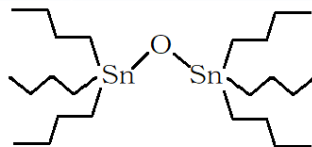
- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は**649物質**
  - PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は**515物質**  
(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
  - SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は**134物質**。
- 公布日：**令和3年10月20日（水）**、施行日：**令和5年4月1日（土）**※
  - ※ P R T R 制度に関して、**改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施**

P R T R 制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）

S D S 制度：化学物質の性状や取扱いに関する情報（安全データシート）の提供に関する制度（Safety Data Sheet）



PRTR対象物質（第1種特定指定化学物質（R5年4月以降））							
政令番号	管理番号	物質名	別名	2021年改正種別	2008年改正種別	2008年改正政令番号	備考
1-017	12	アセトアルデヒド		特定第一種	第一種	1-012	種別変更
1-051	33	石綿		特定第一種	特定第一種	1-033	
1-075	56	エチレンオキシド		特定第一種	特定第一種	1-056	
1-099	75	カドミウム及びその化合物		特定第一種	特定第一種	1-075	
1-112	88	六価クロム化合物		特定第一種	特定第一種	1-088	
1-120	94	クロロエチレン	塩化ビニル	特定第一種	特定第一種	1-094	
1-186	160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		特定第一種	第一種	1-160	種別変更
1-206	178	1,2-ジクロロプロパン		特定第一種	第一種	1-178	種別変更
1-278	243	ダイオキシン類		特定第一種	特定第一種	1-243	
1-325	281	トリクロロエチレン		特定第一種	第一種	1-281	種別変更
1-346	299	トルイジン		特定第一種	第一種	1-299	種別変更
1-353	697	鉛及びその化合物		特定第一種	第一種	1-304	名称変更(旧名称 鉛)、種別変更
1-355	309	ニッケル化合物		特定第一種	特定第一種	1-309	
1-375	706	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド		特定第一種	第一種	1-239	名称変更(旧名称 有機スズ化合物)、種別変更
1-378	332	砒素及びその無機化合物		特定第一種	特定第一種	1-332	
1-393	351	1,3-ブタジエン		特定第一種	特定第一種	1-351	
1-428	385	2-プロモプロパン		特定第一種	特定第一種	1-385	
1-444	394	ベリリウム及びその化合物		特定第一種	特定第一種	1-394	
1-448	397	ベンジリジン＝トリクロリド		特定第一種	特定第一種	1-397	
1-452	400	ベンゼン		特定第一種	特定第一種	1-400	
1-457	404	ペンタクロロフェノール		特定第一種	第一種	1-404	種別変更
1-459	406	ポリ塩化ビフェニル	P C B	特定第一種	第一種	1-406	種別変更
1-464	411	ホルムアルデヒド		特定第一種	特定第一種	1-411	



ビス(トリブチルスズ)＝オキシド  
(船底や漁網の生物付着防止剤として使用)



ご清聴ありがとうございました

